

## 第8期計画における地域包括支援センターの在り方について

### 1. 基本的考え方

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核機関として設置されているが、第8期介護保険事業計画の策定に当たり、国が提示した基本指針においても、市町村との役割分担、連携の強化等、地域包括支援センターの更なる機能の強化が求められている。

本市においては、地域包括支援センター業務評価の平成28年度からの実施や、地域包括支援センター館・幸町の平成30年度からの専門職員増員配置等により、機能強化を図ってきたところであるが、更なる機能強化を踏まえ、第8期計画における地域包括支援センターの在り方を明示するものである。

### 2. 第7期計画における取組

第7期計画において、市内で最も高齢化率の高い館・幸町地区のセンターにおける専門職員の増員配置により、センター機能の強化と充実を図った。一方で、各地域包括支援センターの統括を行う基幹型センターの役割を担う組織の設置については、現時点で方向性等は明確になっていない。

### 3. 第8期計画における地域包括支援センターの在り方（案）

国の基本指針において明示されている地域包括支援センターの在り方、及び本市地域包括支援センターとの協議を踏まえ、本市第8期計画においては以下の考察に基づき計画に記載する。

#### (1) 三職種以外の専門職員の配置

基本指針においては、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員以外の専門職や事務職の配置も含め、必要な体制の確保に取り組むことが求められている。本市においては、既に本市のセンターは三職種以外の専門職（介護支援専門員）と事務員を配置しているが、各センターにおいては本来の相談機関としての位置づけを期待しており、また、後述のようにセンター職員の業務負担は指定介護予防支援業務と包括的支援事業の平行従事にあることが要因の一つであることから、適切な業務量及び内容に応じた人員確保に取り組むことが必要である。

#### (2) 介護予防・重度化防止及び介護給付適正化への取組

地域包括支援センターに対する普及啓発や研修、説明会、勉強会等の実施が明示されているが、本市センターは既に百歳体操を始め、介護予防事業の中心的役割を果たしている。このため、高齢者自身や介護予防事業所等にさらなる自立支援と重度化防止の意識を定着させる必要がある。

#### (3) 地域課題解決のための検討

地域包括支援センターが抽出した地域課題を随時受け付ける窓口の明確化や、地域課題解決のための体制の整備が求められている。各センターが抽出した地域課題は地域に密接した懸案事項であるため、地域課題解決のための仕組みを構築し

ていく必要がある。

- (4) 地域包括支援センターと行政との役割分担について、運営方針をセンター毎に工夫して提示することが効果的とされるが、センターは行政の後方支援や連携体制の強化を期待しており、各圏域の特性も踏まえながら行政としての体制の強化をしていく必要がある。
- (5) 業務負担が大きい介護予防ケアマネジメント業務について、適正なケアマネジメント費の設定や外部委託を行いやすい環境整備を含め、各センター及び受託者等と継続した協議をしていく必要がある。